

関係者各位

「住宅改修に必要な理由書」作成事業所について

日頃より本市の介護保険行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

今治市においては、居宅介護支援又は介護予防支援を受けていない（ケアプランを作成していない）要介護被保険者等について、介護支援専門員等が「住宅改修に必要な理由書」を作成した場合は、申請に基づき、当該理由書作成者が所属する事業所に住宅改修支援事業費を支給しています。

「住宅改修に必要な理由書」を作成する事業所については、下記のとおり取り扱いますので、よろしく申し上げます。

記

○ 「住宅改修に必要な理由書」作成事業所

区 分	作 成 事 業 所
要支援 1・2 の被保険者	・原則、担当地域の地域包括支援センター・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が作成。 (特別な事情がある場合は、例外も認められますので、事前に高齢介護課までご相談ください。)
要介護 1～5 の被保険者	・被保険者より依頼を受けた、居宅介護支援事業所・(看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所が作成。

問合せ先

高齢介護課 介護保険係

TEL0898-36-1526